

	指摘事項	対応措置	
都市整備部			
	都市計画課	令和5年度景観重要建造物等改修等事業費補助金について、国民健康保険料の滞納状況確認をしていなかった。	収納課に対する滞納状況調査の依頼にあたり、国民健康保険料の調査を失念していたものです。現在は、決裁過程において依頼文と補助金の交付要綱を照合し、確認しております。
	都市計画課	令和6年度郵便切手受払簿ほかについて、記載のないものが複数あった。	金券扱いとなる切手等に係る受払簿への記載手続きの必要性について、職員間の認識に差異があったことにより生じたものです。現在は、チェックリストを作成し、全職員へ周知したほか、決裁過程においても受払簿への記入漏れがないか確認することで、再発防止に努めております。
	公園緑地課	弘前公園使用料の現金収納について、弘前市会計規則第38条第3項の規定による収納の翌日までに指定金融機関への払込みをしていないものがあつた。	金融機関の休業日に弘前公園使用の申込みがあり、金庫に保管していたものを引継ぎがうまくいかず翌日までに払込みをしていなかったものです。現在は、引継ぎの徹底と直属の上司による再確認を行い、漏れのないよう適切な事務処理に努めております。
公園緑地課	令和6年度郵便切手受払簿ほかについて、記載のないものが複数あつた。	記載を失念していたものです。現在は、適正な会計処理の徹底と決裁過程での確認を行い、適正な事務処理に努めております。	

	指摘事項	対応措置
市民生活部		
市民課	令和5年度戸籍システムデータ突合等業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていなかった。	2箇年を2年度と誤認していたため、過去2箇年以内でないものが含まれていました。現在は、決裁過程において2箇年以内であることを確認しています。
環境課	令和6年度ゼロカーボンシティ推進懇談会の報償費ほかについて、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていないものが多数あった。	手続きに対する認識不足から、起案文書への支出負担行為書の添付や支出負担行為書の印刷・決裁を行わないまま支出をしていたものです。予算規則、財政課所管事務取扱要領及び会計事務資料を確認し、適切な予算執行をするように係内で共有して再発防止に努めます。
	斎場使用料の現金収納について、弘前市会計規則第38条第3項の規定による収納の翌日までに指定金融機関への払込みをしていないものが多数あった。	窓口業務の繁忙等により、翌営業日までに指定金融機関に払い込めず、不適切な処理となったものです。今後は翌営業日までの払込を徹底します。
	令和6年度斎場使用料現金取扱日計簿の払込日が実際の払込日と相違していた。	日計簿へ誤って記載したものです。今後は正確な記載を心掛け、決裁過程において確認を徹底します。
	脱炭素地域づくりに関する情報交換会について、分割発注とすることで契約事務を行っていなかった。	分割発注ではなく、一括して発注すべき事案であったものです。契約規則及び契約事務マニュアルを確認し、係内で共有して再発防止に務めます。

定期監査の結果に係る改善を要する事項への対応措置

課かい名 : 教育総務課

改善を要する事項	対応措置
<p>○予算の執行及び経理事務 令和6年度エネルギー管理講習新規講習(上期)受講料について、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていなかった。</p>	<p>支出負担行為書については、受講申込前に作成していたものの、決裁を失念していたものです。 今後は、受講の申込の起案時に、併せて支出負担行為書の決裁を受けることとします。</p>
<p>○補助金等交付事務 令和5年度弘前市私立高等学校教育振興費補助金について、交付決定の根拠規定に誤りがあった。</p>	<p>・令和5年度弘前市私立高等学校教育振興費補助金 認識不足から令和5年度補助金交付要綱において交付決定の根拠を誤っていたものです。 令和6年度に、この誤りに気づいたことから補助金交付要綱を改正し適正に処理しております。</p>

定期監査の結果に係る改善を要する事項への対応措置

課かい名 : 学務健康課

改善を要する事項	対応措置
<p>○予算の執行及び経理事務</p> <p>●地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていないものが以下のとおり複数あった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度教職員用机・椅子運搬（新岡倉庫～各小学校）について。</li> <li>・令和6年度電柱広告掲出料（城東・北小学校）について。</li> <li>・令和6年度電柱広告掲出料（第一・石川・北辰中学校）について。</li> </ul>	<p>・支出負担行為書への決裁を失念しておりました。今後は決裁漏れのないよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度電柱広告掲出料（相手方：東北送配電サービス株式会社青森支社）について、中学校分 24,508 円の支出負担行為がなされていなかった。</li> </ul>	<p>・小・中学校の分を併せて決裁をうけたものと考えており、支出負担行為への決裁を失念しておりました。今後は、業務委託（役務）賃貸借契約事務マニュアルの必要書類一覧表を使用して決裁事務を行い、併せて決裁漏れのないよう努めてまいります。</p>
<p>○契約に関する事務</p> <p>●令和5年度電柱広告掲出料について、参考見積書を徴取せず、設計書も作成してなかった。</p>	<p>・契約事務に係る認識が不足しておりました。今後は受注者からの書類の徴取漏れや必要書類の作成漏れ、記載漏れがないよう、業務委託（役務）賃貸借契約事務マニュアルの必要書類一覧表を使用して決裁事務を行います。</p>

<p>●弘前市契約規則第27条の規定による予定価格調書を作成していないものが以下の通り複数あった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度電柱広告掲出料（相手方：東北送配電サービス株式会社青森支社）について。</li> <li>・令和5年度耐火金庫回収手数料について。</li> <li>・令和6年度電柱広告掲出料（相手方：東北送配電サービス株式会社青森支社）について。</li> <li>・令和6年度 石川小学校から各小・中学校備品運搬 発注金額 163,900 円について。</li> <li>・令和6年度 石川小学校什器備品運搬 発注金額 141,900 円について。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約事務に係る認識が不足しておりました。今後は受注者からの書類の徴取漏れや必要書類の作成漏れ、記載漏れがないよう、業務委託（役務）賃貸借契約事務マニュアルの必要書類一覧表を使用して決裁事務を行います。</li> </ul>
<p>●令和6年度第二中学校スクールバス運行業務委託について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者の誤認によるものです。業務委託（役務）賃貸借契約事務マニュアルの必要書類一覧表を使用して決裁事務を行うほか、判断に迷うものなどは担当課に確認するなどし、係長や課長補佐など直属の上司によるチェックも確実にしながら再発防止に努めてまいります。</li> </ul>
<p>●令和6年度東部学校給食センター男子更衣室他空調設備修繕工事ほかについて、入札すべきところ随意契約をしていたものが複数あった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原因は、「業務委託事務マニュアル」及び「弘前市一者随意契約ガイドライン」の内容を担当者が誤解していたことによるものです。</li> <li>今後は、同マニュアル及び同ガイドラインに基づき、同マニュアルの業務委託契約の必要書類一覧などを添付し、直属の上司が確認して、適切な事務処理を行います。</li> </ul>
<p>○補助金等交付事務</p> <p>●令和5年度障がい児幼児教育事業費補助金について、交付決定の根拠規定に誤りがあった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付要綱において、根拠としている2つのうち、どちらを記載してもいいと誤認しておりました。今後は、交付決定通知書の根拠法令を修正します。</li> </ul>
<p>●令和5年度私立幼稚園教材費補助金について、交付決定通知書の根拠規定が交付要綱と異なっていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付要綱と様式の確認が不十分でした。今後は、決裁時に交付要綱と照らし合わせながら直属の上司が確認します。</li> </ul>

定期監査の結果に係る改善を要する事項への対応措置

課かい名 : 学校指導課

改善を要する事項	対応措置
○予算の執行及び経理事務 地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていないものがあつた。	「未来をつくる子ども育成事業」を始め、予算の執行及び経理事務の処理方法について再確認しました。 今後、適正に処理します。

定期監査の結果に係る改善を要する事項への対応措置

小・中学校

(千年小学校、東小学校、南中学校)

改善を要する事項	対応措置
<p>○収入及び支出に関する事務</p> <p>・学校給食費について、一部の学校において弘前市会計規則第 38 条第 3 項の規定による現金領収日計表を作成していない日があった。</p> <p><b>【千年小学校】</b> 令和 6 年 3 月 13 日 15,600 円分の現金領収日計表を作成していなかった。</p> <p>○契約に関する事務</p> <p>・郵便切手の購入について、一部の学校において弘前市物品調達規程第 7 条第 2 項の規定による物品調達伺書を作成していなかった。</p> <p><b>【千年小学校】</b> 郵便切手購入について、物品調達伺書を確認できないものがあった(令和5年9月21日購入 1,140 円)。</p> <p>○公有財産等管理業務</p> <p>・郵便切手の受払について、一部の学校において使用の都度校長の決裁を受けていなかった。</p> <p><b>【東小学校】</b> 1年分すべて PC 等からの印字したものに押印されたいた。郵便切手等については、使用の都度、受払簿に記載し校長の確認を受けることとなっており、事後に作成したのではないか。</p>	<p><b>【千年小学校】</b> 作成をしていなかった令和6年3月13日 15,600 円分の現金領収日計表を作成し、関係綴に保管した。今後同様の誤りがないよう簿冊の整備をする。</p> <p><b>【千年小学校】</b> 郵便切手購入について不備だった物品調達伺書を作成した。今後は毎回確実に伺書を作成のうえ、購入するようにする。</p> <p><b>【東小学校】</b> 令和5年度の郵便切手等受払簿様式を確認したところ、差し込み用データが残っていたため使用時に入力が行われていたものと思われます。今後は PC 入力するものは計算確認用にとどめ、受払簿は手書きで記入し、使用の都度、校長までの決裁を受けることとします。</p>

・理科薬品について、一部の学校において薬品保管庫内に管理していなかった。

**【東小学校】**

酸素について、薬品台帳上では、残量6本(R4.3.17現在)となっていたが、薬品庫に14本保管されていた。薬品については、定期的な残量の確認、適正な管理をしていただきたい。

**【南中学校】**

薬品台帳は使用の都度記載し、取扱責任者、校長の確認を得ることとなっているが、記載漏れ、確認印のないものが見られた。

・理科薬品の薬品台帳について、一部の学校において使用の都度記載していなかった。

**【南中学校】**

希釈塩酸の薬品瓶が理科準備室の机上に留置されており、転倒・落下など事故防止の観点から、薬品保管庫への保管が必要ではないか。

**【東小学校】**

令和6年3月7日に6本、令和7年3月18日に5本それぞれ購入されていました。3本は使用后廃棄したと思われます。今後は使用する都度、薬品台帳に記載し、取扱責任者及び校長の確認を受けるほか、学期ごとに数量の確認をし、適正な管理を行います。

**【南中学校】**

今後は使用の都度薬品台帳に記載し、取扱責任者及び校長の確認を受けます。

**【南中学校】**

事故防止のため、今後は薬品保管庫内で保管します。

定期監査指摘事項に係る対応措置について

部課室かい名：上下水道部 総務課・営業課

指 摘 事 項	対 応 措 置
<p>○予算の執行及び経理事務</p> <p>・令和6年度青森県水道事業広域連携推進中南地区会議会場借上料ほかについて、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていないものが多数あった。 (総務課・営業課)</p> <p>○契約に関する事務</p> <p>・令和5年度茜町倉庫天井ライト修繕工事について、契約相手として決定した見積書に決裁を受けていなかった。 (総務課)</p>	<p>・今後は、起案の際に支出負担行為に係る必要事項を記載します。また、簡易決裁の場合は支出負担行為書に決裁を受けます。</p> <p>・今後は、工事施工（小額修繕工事等）及び契約執行決裁願における決裁時に、小額工事取扱要領に基づき、決裁漏れがないように確認を行ってまいります。</p>